

# インバウンドを中心とした観光客定性調査及び市内宿泊動向調査業務委託 要求水準書

## 1 目的

姫路市の観光消費拡大に向け、観光客に対する調査により観光客の市場別ニーズや特性を把握するとともに、観光消費の大部分を占める宿泊動向を把握することで、観光動向の可視化を図る。また、これらの調査結果と人流データなどの他調査の結果を掛け合わせて分析することで、ターゲットの設定や分散・平準化等の施策検討に活用するとともに、事業者等へ分析結果を公表することで、観光事業への参画や需要予測の取り組み等を促進する。

## 2 業務名称

インバウンドを中心とした観光客定性調査及び市内宿泊動向調査業務委託（以下、「本業務」という。）

## 3 本業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）

## 4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

## 5 業務の内容

### (1) 観光客定性調査

#### ア 調査期間

令和6年8月1日（木）から令和7年2月28日（金）

#### イ 調査対象

姫路城や姫路城周辺エリアに来訪する日本人及び外国人観光客（以下、「観光客」という。）

#### ウ 調査項目

ターゲットの選定及び市内観光消費額の拡大に関する項目

※調査項目については、経年比較をするため、令和5年度の調査項目を踏まえた内容をベースにビューローと協議のうえ決定する。

<令和5年度 参考資料掲載サイト>

DMOマスタープラン策定支援業務（定性調査データ研究）調査報告書について

<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/news/133>

#### エ 調査人数

期間中、観光客1,000人以上（日本人、外国人それぞれの調査人数は、同数程度とすること。）

#### オ 調査場所

姫路城登閣口付近

#### カ 調査方法

デジタル化を意識し、効率化及び費用軽減につながる提案のもと、ビューローと協議し決定すること。なお、観光客に対する調査方法については、各特性に応じて変更することを可能とする。

ク 分析調査

調査結果をもとに、ビューローが提供する人流データと掛け合わせた分析を行うこと。

(2) 宿泊者動向調査

ア 調査内容

3か月ごと（令和6年7～9月、10月～令和7年12月）に集計し、令和7年2月28日（金）までに報告する。

市内の宿泊者を3か月ごと（令和6年7～9月、10月～12月）に集計し、集計後2か月以内に報告すること。

イ 調査対象

市内の宿泊施設（市内宿泊施設の総客室数の7割をカバーすること。）

ウ 調査項目

- ・ 調査期間中の月ごとの宿泊者数
- ・ ホテルや旅館などの宿泊施設における稼働率（OCC）  
※OCC…Occupancy Rateの略。販売できた客室数を総客室数で割った割合

エ 個別データの取り扱い

各宿泊施設から提供された個別のデータは、一切公表しない。また、情報漏洩防止の観点から、取得した個別データの所有権は受託者に帰属し、受託者の責任において取り扱うこととする。

情報の取得や管理については漏洩の無いよう十分配慮し、各宿泊施設と協議のうえ、必要に応じて秘密保持契約の手続き等を行うこと。

(3) その他

ア 調査票の集計及び分析結果については、委託期間内に外部専門人材の助言や検証を経て、報告書を作成し、提出すること。なお、報告書については、ビューローの公式ホームページ「ひめのみち」で公開する。

イ 本業務の一貫した指導・管理を行う責任者を配置し、業務全体のマネジメントや各業務に係る提案から運営まで一体的に行うこと。

ウ 上記(1)(2)に関して、継続的な調査の実施を視野に入れ、既存の調査手法にとらわれず、可能な限り調査対象及び調査員に対する利便性の向上を考慮すること。

エ 以下の経費については、対象外経費とすること。

- ・ 受注者に係る通常の人件費、運営費など、本業務とは直接関係のない経費
- ・ 委託期間外の経費

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「インバウンドを中心とした観光客定性調査及び市内宿泊動向調査業務」

に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定するものとする。

## 2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

## 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に併せてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

## 4 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

## 5 著作権

- (1) 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行うことができるものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三

者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめビューローと協議の上、著作権法上に定められた手続を行うこと。

#### 6 損害のために生じた経費の負担

- (1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### 7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

#### 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。